

# 野洲市資料提供

提供年月日	平成30年3月27日
担当部課	都市建設部 住宅課
担当者	遠藤 山本
連絡先電話番号	077-587-6322 (2300)

## 野洲市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

野洲市空家等対策計画（案）に関して、市民の皆さんに広く周知しご意見を募集したところ、次のとおりでしたので、報告します。

閲覧期間 1月25日～2月13日

閲覧場所 住宅課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、市民活動支援センター、各学区コミセン、人権センター、市民交流センター  
※市ホームページでも閲覧可

提出件数 1件

### 意見及び回答

意見	回答
<p>① 10ページの「特定空家等にならないための予防策」について、利活用の提案や流通の促進が考えられるが、特に流通（賃貸を含む）についてはどのように考えているのか。</p> <p>滋賀県宅建協会と連携した市町があると聞くが、問題のない空家等の対策（流通）を優先させるべきと考える。</p> <p>国土交通省も中古住宅流通に関しては、住宅ファイル制度など注力しているところであり、それらの制度との整合を保つ形で進められたい。</p>	<p>① 本計画は、市民の安全を守り、安心した生活環境を確保するために空家施策の実施方針を示すもので、これに基づき市民からの要望もあり、まずは問題のある空き家に対しての措置を重点的に取り組んでいきます。</p> <p>次に、国や県内の動きについては承知していますが、ご提案の中古住宅の流通については、本市域を含む湖南地域においては、民間の不動産業者等によります企業活動が健全に、また比較的活発に行われていることから、民間の企業活動に委ねたいと考えています。</p> <p>なお、市民の方からの相談については、空家の特性に応じて支援していきます。</p>
<p>② 13ページの「利活用の支援」について、生活困窮者等へのセーフティーネットとしての位置づけをなされているが、改正セーフティーネット法による補助等は導入されているのでしょうか。</p>	<p>② 本市において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティーネット法）に基づく、補助制度等は、現在のところ導入していません。</p>